

スポーツ仲裁規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、スポーツ団体に対してスポーツに関する紛争の迅速かつ適切な解決に努めることを求めたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第5条第3項の趣旨を踏まえ、当法人と定款第5条第1項第1号の個人会員及び審判員規程第2第1項各号の資格を有する審判員（以下総称して「競技者等」という。）との間に生じたテコンドー競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

(日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立)

第2条 競技者等が次に定める当法人の決定に不服がある場合、当該不服は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決するものとする。

- (1) テコンドー競技に関する決定（競技中になされる審判の判定及び昇段昇級規程に基づく段位又は級位の認定を除く。）
- (2) 代表選手等の選考に関する決定
- (3) 処分規程に基づく処分決定

(適用除外)

第3条 この規程は、当法人又は加盟団体（定款第40条の加盟団体をいい、同第49条の準加盟団体を含む。）の役員、顧問等（顧問、名誉顧問、名誉会長その他これらに準ずる者をいう。）又は事務員、専門委員会委員・スタッフ等で競技者等に該当しない者には適用しない。

附則〔平成30年5月19日制定〕

平成30年5月19日の定例理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。

附則〔令和2年12月7日制定〕

令和2年12月7日の理事会において承認された第2条の改正は、同日から施行する。